

# 気象警報発令等による堀江公園有料公園施設休場判断基準

多度津町建設課

令和5年8月23日より運用

警報等	判断基準
各特別警報	町内全域に左記の警報等が発令された場合、または、警報等が解除された場合は、下記の基準に従い開閉場する。
避難指示（警戒レベル4） 以上の避難情報	【開場・臨時休場等判断基準】 1 午前8時に左記の警報等が発令されている場合は、午前中まで臨時休場とする。
大雨・洪水警報	2 正午までに左記の警報等が解除された場合は、施設・設備の損傷状況を確認し、速やかに開場する。
暴風警報	3 正午に左記の警報等が継続して発令されている場合は閉場時刻まで臨時休場とする。
震度4以上の地震	津波に関する情報及び施設・設備の損傷状況を確認し、温水プール所長が開場の可否を判断する。

## その他

- 1 非常変災その他急迫の事情による場合や、大雨警報、洪水警報のみの発令により、被害（施設の冠水、周辺道路の冠水など）を受ける可能性があり、かつ、堀江公園利用者に危険が及ぶおそれがある場合は、上記の基準外であっても、多度津町水防本部もしくは温水プール所長の判断により臨時休場とすることができる。
- 2 周辺道路の冠水による交通事情の悪化により、開場や利用者の往来に支障をきたすと判断される場合は、温水プール所長の判断により臨時休場とすることができる。
- 3 上記の基準により臨時休場を決定した場合は、速やかに温水プール所長から多度津町建設課及び多度津町文化体育振興事業団に報告をするものとする。